

委員長の挨拶後、委員会次第に沿って会議が開催された。

協議事項

(1) 抽出事案の審議について

ア 流山市立西深井小学校校舎・屋内運動場耐震補強及びトイレ改造
工事（建築工事）

〔担当課工事概要説明〕

〔事務局説明〕

委員

失格基準に該当して失格となった例は過去にあるのか。

事務局

最近は公共工事が減少していることから受注競争が激しくなり、かなりの低価格での入札がここ数年で増加し、年に1、2件ある。

委員

失格基準が平均値の85%であるが、その妥当性についてはどう考えているのか。

事務局

失格基準の85%については、ほかの低入札の基準に準じている。

全体が低い入札金額の中での85%であることから、かなり低い金額であるとの印象を持っている。この85%が妥当であるかどうかは判断が難しいが、低入札が増えていく中で基準を設けることにより、低入札を抑制すること、また、低入札委員会に諮る案件を減らし事務量を減らすことを意図して設定している。

委員

この失格基準は全国で同様な基準となっているのか。

事務局

失格基準を設けている団体は少なく、県内でもいくつかに限られている。

市によっては、一定の基準額を超えると即失格となることから、最低制限価格を設けているところは多い。

委員

今の質問に関連しているが、失格基準については入札する事業者は承知しているのか。

事務局

入札にあたっては低入札の失格基準があること、調査基準価格を下回る入札金額となれば低入札調査委員会の調査対象となる等のことは事前に周知しているため、各事業者は理解していると思う。

ただ実際に入札がされないと失格基準の金額が算出されないため、基準がどれ位の金額となるのかは、開札した段階にならないと分からない。

委員

関連して、2番目の新日本建設が1億3千3百万円の入札したが、営利目的の会社が経費を差し引き、利益が出ると考えて入札した金額である。その金額と失格基準をどのように考えているか。事業者が工事をできるとして入札した金額に対し、失格基準を適用せずに低入札調査委員会に諮って確認をすれば良いのではないか。

事務局

市としては財政状況が厳しい中で、低い金額での入札は有難いと思う。

低入札調査委員会に諮り失格とする方法もあるが、過度の競争を煽るようなことを避けるため、一定の基準が必要であると考えことから、平均額の85%としている。低入札が増加すると労働者の賃金に影響したり、安全面が疎かになる可能性が高いと判断している。

委員

127社の参加可能な事業者中4社が参加したのか。

事務局

一般競争入札であるため、市のホームページ等の公告を見て参加申請をしてきた事業者が4社であった。参加申請があった事業者からの申請を入札契約審査会で審査した結果、4社とも参加基準を満たしていることから参加決定の通知を行った。127社のうち工事实績等の条件が満たされれば参加申請はできたが、工事の予定価格や工事条件等により参加申請を見合わせた事業者が多かったと思う。参加した4社は流山市に営業所を持つ準市内業者、千葉に本社を置く会社、残り2社は柏市に本社を置く比較的近隣の会社の申請であった。

委員

申請等を電子申請で行ったと理解してよろしいか。

事務局

申請があった4社に対し、決定通知を電子入札のシステムから送付した。

ホームページ等で公表することで誰でもが閲覧することが可能であり、参加するかどうかの判断を各事業者が行っている。

委員長

新日本建設は前回ほかの審査案件で工事を受注していたと思うが、その工事では調査基準価格の失格基準には該当しなかったのか。

事務局

前回の審査案件が現在工事中である新第2庁舎建替工事であり、新日本建設（株）が受注したがこの時も低入札であった。

その時には参加業者が2社であり、失格基準には該当しない金額であったため低入札調査委員会で審議した結果、適切な工事が出来ると判断したことから新日本建設（株）を落札者と決定した。同社はマンション建設等を多く受注していた会社であったが、ここ1・2年公共工事へシフトし受注に力を入れている。

委員長

落札者が調査基準価格であるが、他の入札において調査基準価格での入札は多いのか。

事務局

受注意欲が強い場合の工事では、調査基準価格で入札することは稀ではない。数社が調査基準価格で競合し電子くじによる抽選となることもある。調査基準価格を下回る金額であると低入札の調査があるため、調査基準価格であれば調査がないことが要因ではないか。

イ 公園遊具施設等安全対策工事

〔担当課工事概要説明〕

〔事務局説明〕

委員

7月8日から10月5日までが工期であり既に完成しているところであるが、この期間内の工事で問題になったことはないのか。

工事担当課

夏休期間であったため、夏休期間に公園が使用できないとの苦情はあったが、周辺住民に工事を周知することで対応した。

工事の予算が緊急経済対策によるものであったこと。また、通常の日程では工期的に間に合わないこと及び公園の遊具に危険な状況の場所があったことからその期間に工期を設定した。

ウ 道路補修工事（三輪野山・東初石1号補助幹線）

〔担当課工事概要説明〕

〔事務局説明〕

委員長

舗装の劣化は片面の水道本管の敷設工事とは関係がないと思うが、舗装の維持補修計画は持っているのか。

工事担当課

幹線、補助幹線については、概ね10年程度の長期計画を持っている。予算の関係があるが年次で優先順位をつけて実施し、随時予算の範囲内で補修を行っている。

委員長

今回の工事は臨時的な扱いで、想定よりも早く劣化したことになるのか。

工事担当課

本路線については、前々から庁内の道路占有者会議で水道工事があるとの情報があり、道路管理者の立場から補修の必要性を認識していたことから、水道工事の時期と併せて工事を施工した。

委員

道路維持に関する計画的な工事は、サイクル的に行っているのか。
道路に関する予算措置が計上されているのか。

工事担当課

舗装の劣化状況は交通状況や大型車両の通行によるが、概ね10年位のサイクルと考えている。特に幹線道路については影響が大きいことから年次計画を策定している。しかし、予算の確保が難しいことから優先度により補修工事を行っているのが実情である。

(2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

〔事務局説明〕

(3) 次回審議事案の抽出について

委員長

次回の委員会の審議案件として、一般競争入札については、「準用河川宮園調整池整備工事」としたい。

指名競争入札案件については、「柏第1マンホールポンプ設置工事」とし、随意契約案件については、「流山市立西深井小学校通学路整備工事」としたいがどうか。

〔全 員 了 承〕

(4) その他

(ア) 流山市建設工事総合評価一般競争入札(特別簡易型)の本格導入について

〔事 務 局 説 明〕

事務局

総合評価方式は、平成20年10月より試行的に9件の案件で実施し、その結果を検証することで評価項目の見直しを行い、平成21年11月から本格導入をした。この新基準により2案件を実施した。

委員長

次回の平成22年度第1回入札監視委員会は、10月4日(月)に開催することとする。

特に質問が無ければ、以上で委員会を終了する。